

○佐久市物品購入等入札参加資格者実態調査実施要綱

令和 6 年10月31日告示第174号

佐久市物品購入等入札参加資格者実態調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る入札・契約制度の透明性、公平性及び客観性の向上を図り、入札及び契約の適正化を推進するため、佐久市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成19年佐久市告示第34号。以下「参加資格要綱」という。）第5条第1項に規定する入札（見積）参加登録者名簿に登録された者（以下「競争入札等参加資格者」という。）のうち、同要綱第7条第3項に規定する実態調査（以下「実態調査」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 市内に登録上の本店又は個人事業者の住所地若しくは青色申告の事業所所在地等（以下「本店等」という。）を有するもので、参加資格要綱第7条第2項に規定する要件を満たす事業者をいう。
- (2) 準市内業者 市外に本店等を有し、かつ、市内に営業所、支店等を有するもので、参加資格要綱第7条第2項に規定する要件を満たす事業者をいう。

(調査事項)

第3条 実態調査は、参加資格要綱第7条第2項に規定する認定要件（以下「認定要件」という。）を満たしているかを確認するため、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業所の所在地
- (2) 営業活動の実態
- (3) 代表者又は受任者の勤務の状況
- (4) 従業員の雇用の状況
- (5) 技術者の資格及び雇用関係
- (6) 法令に基づいて得た営業許可・認可等の状況

(7) 事務又は営業活動に必要な機器等の設置の状況

(8) その他営業実態等に関する事項

(調査方法)

第4条 実態調査は、前条各号に掲げる事項について、実地の調査又は書面による調査により行うものとする。

(実地の調査)

第5条 実地の調査は、調査担当職員が対象事業者の事業所を事前に予告をせず訪問し、事業所実態調査票に基づき、営業実態についての現場確認、聴き取り調査、写真撮影等を実施することにより行うものとする。

2 調査担当職員は、契約課に属する職員のうちから企画部長が指名するものとする。

3 実地の調査は、調査担当職員2人以上で行うものとする。

4 調査担当職員は、調査の拒否、妨害その他の事由により実地の調査の実施が難しいときは、調査を中止し、企画部長にその旨を報告するものとする。

5 調査担当職員は、実地の調査が終了したときは、速やかにその結果を企画部長に報告するものとする。

(書面による調査)

第6条 書面による調査は、対象事業者に事業所実態調査票の提出を求め、その内容に疑義のあるときは、調査担当職員が事業所等を訪問することができるものとする。

(改善指導)

第7条 市長は、実態調査の結果、対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、物品購入等入札参加資格者実態調査改善通知書（様式第1号）により改善指導を行うものとする。

(1) 認定要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 実態調査に応じないとき。

(3) 数回にわたって訪問をしたにもかかわらず不在であったとき。

(4) その他市内業者又は準市内業者として取り扱うことに疑義が生じたとき。

2 前項の規定により改善指導を受けた事業者は、物品購入等入札参加資格者実態調査改善報告書（様式第2号。以下「改善報告書」という。）により、指定された期日までに、市長に対し改善状況を報告しなければならない

い。ただし、指定された期日までに改善報告書を提出することができないやむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

（再調査）

第8条 市長は、前条第2項の改善報告書が提出された場合において必要と認めるときは、再度の実態調査を行うことができる。

（入札参加の制限等）

第9条 市長は、第6条第1項の規定による改善指導を行ったときは、認定要件を満たしていないものとみなし、同条第2項の改善報告書が提出され、改善がされたと判断されるまでの間、当該改善指導を受けた事業者の市内業者又は準市内業者としての入札参加を制限することができる。

2 市長は、前項の規定による入札参加の制限を行った事業者に対し、市内業者又は準市内業者としての取扱いを停止する旨を通知し、通知日の業者選定より適用する。

3 市長は、対象事業者が正当な理由なく実態調査を拒み、若しくは実態調査に対して虚偽の報告を行い、又は第6条第2項の改善報告書を提出しないときは、当該事業者の市内業者若しくは準市内業者としての入札参加を制限し、又は佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）に基づき、必要な措置を講ずることができるものとする。

（入札参加の制限等の解除）

第10条 市長は、前条の規定により市内業者又は準市内業者の入札参加の制限をしている事業者から改善報告書が提出され、認定要件を満たしていることが確認できたときは、市内業者又は準市内業者の取扱い停止を解除するものとする。

2 市長は、前項の規定による解除を行った事業者に対し、市内業者又は準市内業者としての取扱い停止を解除する旨を通知し、通知日の業者選定より適用する。

（監督行政庁への通報）

第11条 市長は、実態調査の結果、対象事業者に関係する法令の違反があると認められるときは、監督行政庁に通報するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

佐久市長 印

物品購入等入札参加資格者実態調査改善通知書

佐久市物品購入等入札参加資格者実態調査実施要綱に基づく実態調査を実施しましたところ、次のとおり改善を要する事項がありましたので、速やかに改善されるよう指導します。

この通知書に基づく改善状況を物品購入等入札参加資格者実態調査改善報告書により、提出期限までに提出してください。

なお、改善の確認ができるまで、入札参加はできないことを申し添えます。

1 改善事項

項目	内容

2 物品購入等入札参加資格者実態調査改善報告書の提出期限
年 月 日

3 提出先
佐久市役所企画部契約課

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）佐久市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

物品購入等入札参加資格者実態調査改善報告書

年 月 日付けで通知のありました改善事項については、次のとおり改善しましたので報告します。

改善内容

項目	内容

※写真、証明書、届出書等の改善状況が確認できるものを添付してください。